

令和7年度 秩父市入札・契約制度について

1 入札方法、業者選定について

- (1) 一般競争入札で執行する案件は、建設工事、建設工事に係る設計・調査・測量業務及び土木施設維持管理業務で原則設計金額が1,000万円以上のものとし、参加要件は市内業者を優先とします。ただし、案件内容によっては指名競争入札で行う場合があります。
- (2) 指名競争入札は、設計金額が1,000万円未満とし市内業者を優先して指名します。ただし、案件内容によっては一般競争入札で行う場合があります。
- (3) 土木工事と建築工事については、格付基準に基づき指名業者を選定します。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。
- (4) 工事の適正な確保を図るとともに、事業者の技術力の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、工事成績評定や災害時における市への貢献度などを条件とした入札を実施します。詳細は、案件ごとに公告文等でお知らせします。

2 設計金額、予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格について

一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格を設定します。また、総合評価方式による入札には、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定します。設計金額、予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は事後公表とします。なお、設計金額、予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格については税込み金額とし、税抜きの場合は税抜き金額である旨がわかる記載方法とします。

3 建設工事及び土木施設維持管理委託における最低制限価格算出方法について

建設工事及び土木施設維持管理委託の最低制限価格は、次の(1)～(4)に掲げる予定価格の基礎となる額を合計した額（1,000円未満切捨て）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とします。ただし、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた価格）に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満切上げ）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とします。なお、公共建築工事についての予定価格（税抜）とは直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合計した額の上位4桁（下位切捨て）、一千万円未満の場合は一千万円単位とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事にあつては、10分の8）を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）

4 建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における最低制限価格算出方法について

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における最低制限価格の算出について、算出により得られた合計額（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じた額を最低制限価格とします。

算出方法は、**別紙 1**をご参照ください。

5 契約保証金について

建設工事請負契約、建設工事に係る業務委託契約及び土木施設維持管理業務委託契約については、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要です。ただし、指名競争入札による契約又は随意契約で契約金額が 500 万円未満の契約は除きます。

なお、東日本建設業保証㈱の保証については電子保証での対応が可能となっています。

6 前払金及び中間前払金について

前払金の支払いは、契約金額が 130 万円を超えるものを対象とします。また、中間前払金の支払いは、契約金額が 500 万円以上で工期が 60 日を超える工事が対象です。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

7 現場代理人の兼務について

工事の品質・工程・安全管理などが確保され、適切な施工が行われる工事について、一定の要件を満たす場合には、常駐義務を緩和し兼務することができるものとします。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

8 建設工事に係る設計、調査、測量業務の配置技術者について

配置予定の技術者は、受注者と直接的かつ 3 カ月以上の恒常的な雇用関係のある者とします。

9 電子入札の実施について

入札に参加するには、埼玉県電子入札システム利用者登録済であることを条件とします。なお、入札案件は、埼玉県電子入札共同システム又は入札情報公開システムを通じてお知らせしますので、希望する入札に参加できるよう随時、システムをご確認ください。

10 下請及び資材の発注について

下請及び資材の発注は、秩父市の経済活性化のため、できる限り市内業者へ発注してください。なお、一般競争入札で実施する建設工事については、入札参加要件に原則市内の下請負人を選定する条項を設定します。

11 適正な賃金支払いについて

公共工事の積算に用いる労務単価は、国土交通省及び農林水産省が公共事業労務費調査の結果を基に決定しています。この点に十分留意し、労働者の適切な雇用や労働条件、建設業への新規入職者を確保するため、適切な賃金の支払いに努めてください。

なお、労務単価については、埼玉県ホームページの土木工事設計単価表で確認してください。

1 2 資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限について

建設工事の請負、建設工事に係る設計・調査・測量業務の委託契約及び土木施設維持管理業務委託契約における一般競争入札において、資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限します。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

1 3 専任特例監理技術者等の配置について

建設業法の改正に伴い、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける監理技術者等（専任特例監理技術者）について、監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置又は監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置することにより、監理技術者等の専任義務が緩和され、他の工事現場と兼務することが可能となったことを踏まえ、試行として本市における取扱いを「秩父市発注工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」に定めています。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

1 4 秩父市入札参加者留意事項について

この留意事項は、秩父市が発注する建設工事及び委託に係る契約締結について、入札に参加する者が遵守しなければならない事項を定めたものです。内容を熟読のうえ入札に参加してください。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

担当 秩父市財務部 契約課
電話 0494-25-5216（直通）

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における最低制限価格について

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格を設定します。

【最低制限価格の算出方法】

設計等委託の最低制限価格は、下表に掲げる業種区分ごとの項の1欄から4欄までの額を合計した額（1,000円未満切捨て）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、予定価格※に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた価格）に10分の9を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、予定価格※に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満切上げ）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額（直接原価）	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

備考

- 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。
- 上記 1 から 4 は、円未満を切り捨てた額とする。
- 複数の業種を一括して発注する場合の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記 1 から 4 を一括合計した金額(1,000 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)とする。

※建築関連コンサルタントの予定価格（税抜）とは直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費を合計した額（1,000 円未満切捨て）とします。